



停電時の火災予防対策について

風水害、地震等の災害により、長時間の停電が継続する場合に、電源を必要とする消防用設備は、非常電源の許容を超えて、いざという時に作動しなくなります。非常電源として、自家発電設備がある場合は、機能の確保に努めるとともに、消防用設備等が作動しなくなる場合に備えて、火災予防対策の徹底をお願いします。

自家発電設備の機能の確保

- (1) 非常電源の稼動可能時間を事前に確認してください。
- (2) 消防用設備用の非常電源としての自家発電設備は、必要な燃料の確保に努めるとともに、常用電源復旧後に直ちに運転を停止し、燃料補給、点検の実施等により火災発生時の機能に支障のないように措置してください。

非常電源を必要とする消防用設備

消火設備	…	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備など
警報設備	…	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備など
避難設備	…	誘導灯

消防用設備等が作動しなくなる場合に備えた対応

消火設備	…	消火器の位置及び使用方法の確認、不活性ガス消火設備等の手動操作方法の再確認
警報設備	…	巡回等による火災の早期発見及び火災発見時の周知・連絡体制の確保
警報設備	…	誘導體制の確保及び避難経路を確認
その他（排煙設備、防火戸など）	…	手動操作方法を再確認

その他一般事項

火気管理の徹底

火気の使用は十分に注意してください。在館者や利用者等に火気の使用の注意喚起や、電気製品のスイッチを切る等の措置を講じてください。

119番通報体制の確保

IP 電話や FAX 機能付きの一部の電話機では不能となる場合があるため、あらかじめ確認し、確実な 119 番通報体制を確保してください。

避難経路等の確保

停電により、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能とならないよう、あらかじめ避難経路又は消防隊進入経路確認し、通行できるよう対策を講じてください。

停電時におけるエレベーターや遊具等の使用制限

停電時に停止する電気を動力とするエレベーターや遊具等は、計画停電等により停電が発生する可能性が高い場合にはあらかじめ使用を制限してください。